3　「株式売買高」の欄にはその金額を約定ベース（精算金額）又は受渡しベース（精算金額）のいずれかに基づいて記載すること。

4　現先売買は、「公社債券売買高」の欄に外書きすること。

5　新株予約権付社債の分離後の新株予約権部分は「株式売買高」の欄に、社債部分は「公社債券売買高」の欄に金額を内書きすること。

ロ　デリバティブ取引の状況（約定ベース・受渡しベース）

⑴　市場デリバティブ取引高

先物取引高		オプション取引高		その他	
株式	公社債券	株式	公社債券		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

⑵　店頭デリバティブ取引高

先渡取引高	オプション取引高	スワップ取引高	その他
百万円	百万円	百万円	百万円

⑶　外国市場デリバティブ取引高

先物取引高		オプション取引高		その他	
株式	公社債券	株式	公社債券		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（注意事項）

1　「デリバティブ取引高」は、想定元本ベースで記載すること。

2　外貨建ての契約の場合は、約定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

ハ　金融商品取引行為の相手方の状況

相手方	取引額	備考

（注意事項）

1　「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。

相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第３号に規定する関係外国法人等をいう。以下この⑳において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。

ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下この⑳において同じ。）を記載すること。

2　「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。

3　「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

③　運用受託報酬　　百万円

④　自己又は関係会社が発行・設定する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券	うち自己設定投資信託の受益証券等	うち関係会社設定投資信託の受益証券等
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%

（注意事項）

自己若しくは関係会社が発行する有価証券又は設定する投資信託の受益証券等（投資信託及び外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券及び投資法人債券並びに法第２条第８項第15号に掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利をいう。）の組入れ金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）について記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。